（在勤官署の所在地）

第七十条の十三　船員法に基づく登録検査機関に関する政令（平成二十五年政令第百二十六号）第二条の旅費の額に相当する額（次条において「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条において「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

（旅費の額の計算に係る細目）

第七十条の十四　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4　国土交通大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

（帳簿の記載等）

第七十条の十五　法第百条の二十七の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　船名

二　船舶番号及び国際海事機関船舶識別番号

三　総トン数

四　船舶所有者の氏名又は名称及び住所

五　検査の種類

六　検査を行った年月日及び場所

七　検査を行った事業所の名称

八　検査を行った検査員の氏名

九　検査の結果

十　その他検査の実施状況に関する事項

2　法第百条の二十七の帳簿は、検査業務を行う事業所ごとに備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

（帳簿の提出）

第七十条の十六　登録検査機関は、法第百条の二十の規定による許可を受け、検査業務を休止し、又は廃止した場合その他当該業務を行わないこととなった場合には、遅滞なく、法第百条の二十七の帳簿を国土交通大臣に提出しなければならない。

（報告書の提出等）

第七十条の十七　登録検査機関は、検査を行った場合は、速やかに、当該検査に関する報告書を船舶の所在地を管轄する地方運輸局の事務所の長（船舶が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。第三項において同じ。）に提出しなければならない。

2　前項の報告書には、第七十条の十五第一項第一号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

3　船舶の所在地を管轄する地方運輸局の事務所の長は、第一項の規定により提出された報告書の審査に当たり必要があると認めるときは、登録検査機関に対し、検査の依頼者から提出された書類その他必要な書類の提出を求めることができる。

4　国土交通大臣は、登録検査機関の行つた検査が適当でないと認める場合は、検査のやり直しその他の処分を命ずることができる。

第七十四条中「第百十二条」の下に「（法第百二十条の三第七項において準用する場合を含む。）の規定」を加える。

第七十五条の見出しを「（就業規則等の掲示等）」に改め、同条中「第百十三条」を「第百十三条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

海上労働証書又は臨時海上労働証書の交付を受けた特定船舶の船舶所有者は、法第百十三条第三項の規定によりこれらの証書の写しを船内及びその他の事業場内に掲示する場合において、船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）第十六条に規定する海上労働遵守措置認定書の写しを併せて掲示しなければならない。

第七十六条及び第七十八条の二の五中「の定める」を「で定める」に改める。

第七十八条の二の六中「第百二十条の三第一項第三号」を「第百二十条の三第一項第二号」に、「の定める」を「で定める」に改める。

第七十八条の三の二第四項及び第五項並びに第七十八条の四中「運輸支局長又は海事事務所長」を「運輸支局長等」に改める。

第五号書式の見出し及び第五号の二書式の見出し中「第十六条の二」を「第十六条の三」に改める。

第十七号書式の次に次の一書式を加える。

第十七号の二書式（第七十条の十二関係）

（表）

（縦6.0cm　横9.0cm）

第　　号	
身分証明書	
役職及び職名	
氏名	
生年月日	
船員法第百条の二十五第一項の職員であることを証明する。	
年　月　日　発行	
年　月　日　限り有効	
国土交通大臣　印	
顔写真	

（裏）

船員法抜粋

（立入検査）

第百条の二十五　国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検査機関（外国登録検査機関を除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第百三十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

九　第百条の二十五の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十三号書式中「1978 as amended」を「1978 as amended, Maritime Labour Convention, 2006」に改める。

（船員職業安定法施行規則の一部改正）

第二条　船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第五項の表第七十五条の項上欄中「第七十五条」を「第七十五条第一項」に改める。